

# 部活動手当の改悪に反対します

1月16日、教育委員会は部活動手当について、支給要件を従来の4時間以上3,600円から3時間以上2,700円に変更する提案をしました。

スポーツ庁や岐阜県から、中学校・高等学校に向けて、運動部活動指針・ガイドラインが発出され、「休日は3時間程度の活動が適切」と指摘されています。今回の提案は、それに合わせて手当の上限を3時間以上とすることで、部活動時間を削減する意図があると考えられます。

しかし、部活動が長時間となっているのは生徒や保護者の希望など様々な理由があり、この変更で活動時間が減るとは限りません。また、活動時間を3時間程度にしても準備や片付けに要する時間もあり、教員の指導時間が3時間で終わることはありません。よって、手当の支給要件を4時間以上から3時間以上にすることは部活動手当の削減であり、到底容認できません。

指針・ガイドラインでは部活動の教育的意義も指摘しており、手当の改悪が顧問の熱意を奪うようなことになっては本末転倒です。熱心に指導している教職員の熱意に応えるため、また労働の対価を保障するため、以下の要望をします。

## 【要望】

### 部活動手当の4時間での支給(現行3,600円)を維持すること

学校名・氏名	一 言

1月30日に県教委交渉をします。1人分でも構いません。大至急、以下まで送ってください。

【FAX】058-215-7303

【郵送】〒500-8879 岐阜市徹明通7-13 岐阜県教育会館201号

※QRコードでも受け付けています。

